

子ども支援ネットワーク With Wind 規約

(名称)

第1条 本団体は、「子ども支援ネットワーク With Wind」と称する。

(事業所)

第2条 本団体は事務所を、宗像市日の里2丁目9番地16に置く。

(目的)

第3条 本団体は、宗像市子ども基本条例の理念に基づき、「まちじゅうを子どもの遊び場に」をモットーに、子どもが生きやすいまちづくりを行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本団体は、目的を達成するために次のような活動を行う。

- (1) メイトム宗像の外庭を行政と共に整備し、プレーパークを運営
- (2) 中学生からの青少年の居場所づくりをメイトム別館（発達支援センター）などで企画
- (3) 地域やコミュニティなどの子どもの居場所づくり（外遊び）を支援
子ども会・育成会・コミュニティの育成部会などへの人材派遣
- (4) 子どもの遊びや、居場所に関する情報の収集、発信、啓発活動
- (5) 子どもの支援者としての関わりを学び合う活動

(会員)

第5条 本団体の目的に賛同して入会した個人・団体とする。

また、会員は、活動の中で営利・宗教・政治目的の事は行わないこととする。

(会員の種類)

第6条 本団体の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第8条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 1000円
- (2) 賛助会員 一口1000円以上

(退会)

第9条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会費を連続3年以上納入しない時は、退会したものとみなす。

(役員)

第10条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表
- (2) 副代表
- (3) 会計

(4) 監事

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員としてふさわしくない行為があったとき、解任することができる。

(役員の仕事)

第11条 代表は、本団体を代表し、統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 監事は、団体の会計及び業務を監査する

(総会)

第12条 本団体の総会は、正会員を持って構成し、年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業計画、事業報告
 - (2) 予算、決算
 - (3) 役員選任又は解任
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席で成立する。ただし、欠席の場合はあらかじめその権限を代表に委任することができる。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数で決する。

(役員会)

第13条 役員会は、役員をもって構成する。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、各事業部の部長、副部長をもって構成し、月1回の会議を行い、活動が円滑に行われるようにする。

(会計)

第15条 本団体の運営に関する費用は、会費、寄付金、委託金、助成金、その他の収入をもってあてる。本団体の目的を達成するための活動にのみ使うこととする。

- (1) 会計年度は、4月1日より始まり、翌年の3月31日までとする。

附則

本団体は、平成24年6月4日発足。この規約は、平成25年6月9日より施行する。

平成27年6月14日、一部規約改正

令和元年6月23日、一部規約改正